

公益社団法人静岡県聴覚障害者協会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員として入会するもの、または継続して会員となるものは、会費を納入しなければならない。

2 前項の会員の会費は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|------------|----------------------|
| (1) | 単独会員 | 17,500円 |
| (2) | 夫婦会員 | 31,500円 |
| (3) | 老人会員 | 13,500円(65歳以上の場合) |
| (4) | 老人夫婦会員 | 23,500円(夫婦共65歳以上の場合) |
| (5) | 学生会員 | 免除(高校生以上) |
| (6) | 賛助会員 | 一口3,000円、一口以上 |
| (7) | 団体(法人)会員 | 一口10,000円、一口以上 |
| (8) | 団体(法人)賛助会員 | 一口3,000円、一口以上 |

3 前2項に規定する会費は、この法人の会長が通知する方法により納入するものとする。

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度9月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(会費の使途)

第4条 会員及び賛助会員、団体(法人)会員及び団体(法人)賛助会員が納めた会費から2項を除き、管理費に充当できるものとする。

2 会費には、当協会会報の年間購読料および送料を含むものとする。

(中途入会・退会の会費)

第5条 事業年度の途中に入会又は退会した場合であっても、会費は年額とする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。